



広報

# さくほ



## 「さくほいいずら」大盛況で終了!

7月23日、「第11回さくほいいずら」が開催されました。天候にも恵まれ、過ごしやすい気温の中、小学生による子どもみこしや、各種イベントで盛り上がりました。また、同時開催された「高野町祇園祭」の屋台運行では、力強い太鼓・横笛の音が夏らしさを感じさせてくれました。

No. **119**

2016年8月25日

●発行 佐久穂町役場 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地 TEL0267-86-2525  
●編集 総合政策課 ●印刷 有限会社東城印刷佐久穂営業所

町の人口

8月1日現在

		前月比
男	5,662人	-6
女	6,021人	-8
計	11,683人	-14
世帯数	4,378世帯	-2
(うち外国人数 107人)		

## ● 主 な 記 事 ●

- 地域健康づくり員・保健推進員の取り組み P2~3
- 「総合計画・総合戦略に関するアンケート調査」結果報告 P4~8
- マツタケの生産者及び販売される皆様へ P10
- 秋の臨時福祉給付金申請のお知らせ P13
- 児童館からのお知らせ P16
- 悩んだ時の相談窓口のご紹介 P20~21
- 北信越中学校総合競技大会に出場しました P24

## 地域健康づくり員・保健推進員の取り組み

★ 今回は「八郡穂積ブロック」の学習内容を紹介します ★

# 口から健康に!!



### ～口の中の状態を知ろう～

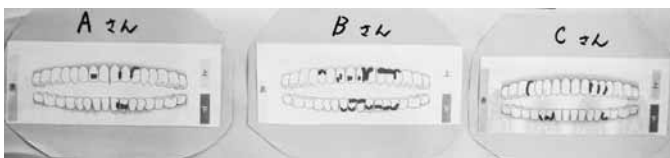
講師：歯科衛生士 宮嶋 典子氏

虫歯の原因は、『歯垢』と『口内細菌』

実際に自分たちの  
歯垢の中に  
どのくらいの菌がいるのか  
見てみました!!

### 歯の染め出し体験

#### ♣ 磨き残しが多かった部位 ♣



細菌が活発に動いていてビックリ!!

#### ♣ 染め出しをしてみたの感想 ♣

- 普段磨けていない場所がよくわかった
- 歯並びの悪いところは念入りに磨かないと綺麗にならない事がわかった
- ブラッシング方法など指導して頂いたことはとても良かった

#### ♣ 磨き残しを減らす工夫 ♣

- ◆ 磨く順番を決める  
自分なりに磨く順番を決めておくと磨き残しを防げる
- ◆ “ながら磨き” のススメ  
正しい歯磨きには時間がかかる。慣れてきたら“ながら磨き”に変えてみましょう。  
例) テレビを見ながら、湯船につかりながら など
- ◆ 磨き残しをチェックする  
時には市販の歯垢染料剤を使ってみましょう。  
歯垢が染め出され自分の磨き癖や磨き残しが多い場所を知ることができます。
- ◆ 自分に合った磨き方をする  
最適な方法は、歯並びや歯茎の状態などによって人それぞれ違います。  
歯科医院で自分に合った磨き方を教えてもらうことも大切です。

## 普段は聞けない 歯科治療について

講師：青森歯科医院 青森 則佳 先生

### 内 容

1. 小児期の歯の健康 [主に虫歯]
2. 成人期の歯の健康 [主に歯周病]
3. 高齢期の歯の健康 [主に嚥下障害]
4. 具体的な歯の治療



## 治 療

- 歯科治療は常に最新の歯科治療が行われている
- 歯の治療は噛み合わせや、経過を見ながら行うため時間がかかる
- 飲食により口の中は『酸性』⇒『脱灰』⇒『再石灰化』が繰り返されている  
むし歯予防のために、口腔環境を整える ★規則正しい飲食 ★食べたらずくに歯磨き
- 歯磨きはブラッシングだけで十分  
歯ブラシを頻回にかえる (基本 歯磨き粉は不要)



## 子ども

むし歯のリスクを減らすことで、むし歯になりにくい環境に!!

### 《予防活動》

- 1歳半からの定期的な検診のススメ
- フッ素とキシリトール (ガム) による虫歯予防  
(ガム1粒5分~10分間噛むことを1日3~5回、3ヶ月以上続けることで予防効果あり)
- 「食べ方」の支援など食育への関わり

## おとな

歯周病は歯茎の病気 なかなか進行に気付けない

### 《歯周病の自覚症状》

1. 歯ぐきが腫れたり血が出る
2. 歯ぐきが下がる、やせる
  - 歯と歯のすきまが大きくなる
  - 歯が長くなったように見える
3. 口が臭う
4. 歯ぐきから膿が出る
5. 歯がグラグラする

### 《歯周病に関係する病気》

狭心症・心筋梗塞	胎児の低体重・早産
心内膜炎	パージャー病
糖 尿 病	認 知 症
動脈硬化	が ん
肺 炎	骨粗鬆症
肥 満	

### 《まとめ》

歯はとても大切。  
 しっかり歯磨きをしましょう。  
 悪くなってからでは遅い。  
 元気に歯医者さんに  
 通えるのが理想の老後。

# 「総合計画・総合戦略に関するアンケート調査」結果報告

平成28年1月に町民の皆さんのご理解とご協力のもとで実施しましたアンケート調査の結果がまとめられました。この調査は『佐久穂町コミュニティ創生戦略（27年度策定済み）』及び『第二次佐久穂町総合計画（28年度策定予定）』の策定にあたり、幅広く町民の意見や要望をお聞きし、これからのまちづくりに役立てることを目的として実施したものです。調査結果の一部を抜粋してご報告します。

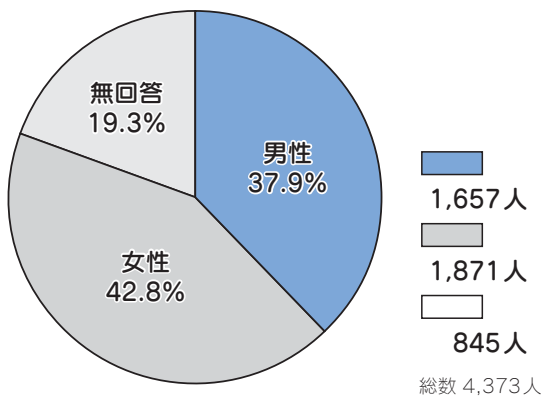
## ◆ 調査の概要

調査対象	16歳以上の町民（平成28年4月1日現在）
調査方法	郵送による全戸配布 ※調査票は2種類に分け、世帯としての回答を求めた「世帯票」と、16歳以上の住民の各個人としての回答を求めた「個人票」を一式として配布・回収しました。
調査期間	平成28年1月8日～1月24日
回収状況	配布数：4,207世帯 有効回答数：1,826世帯（有効回答率43.4%）、4,373人（個人票）

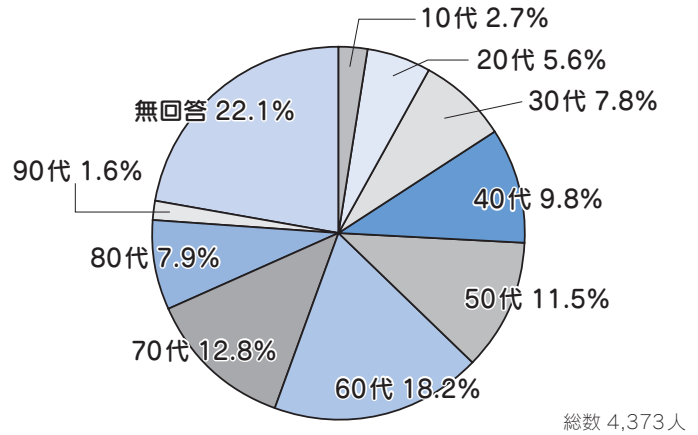


## ◆ 回答者の属性

### 性別（%・人）



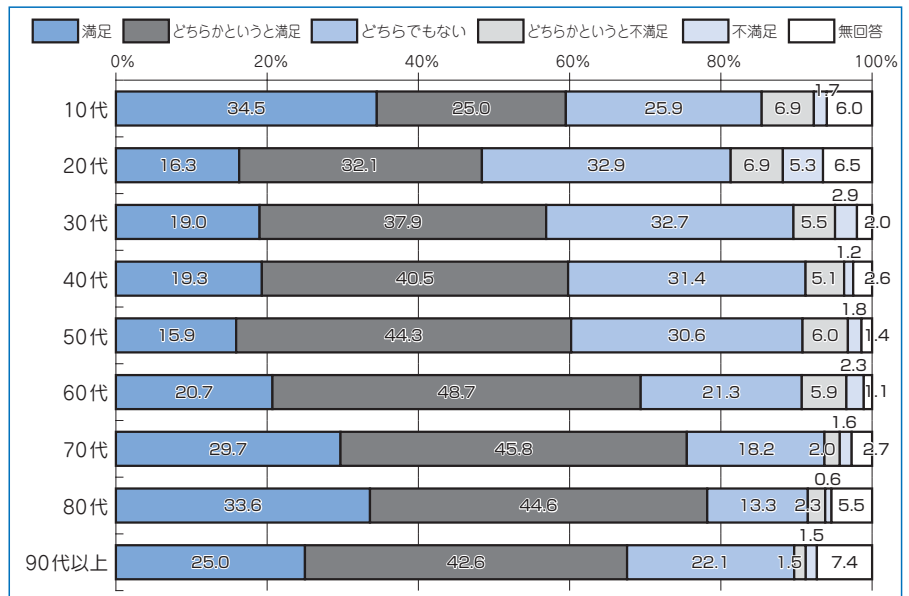
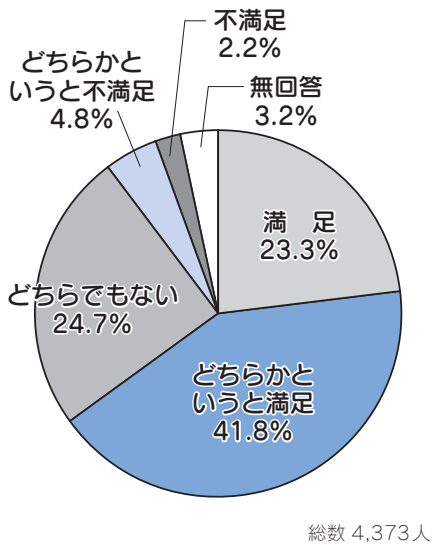
### 年代（%・人）



## 1. 現在の暮らしの満足度

（設問2-8） 現在住んでいる地区での暮らしに満足していますか。

### 年代別



●現在の暮らしを「満足」「どちらかという満足」と感じている方は、65.1%となっています。年代が上がるにつれて、暮らしへの満足度が上がっていますが、20代の「不満足」「どちらかという不満足」が10%を超えています。

## 2. これからの定住意向

(設問2-11) 16～19歳の方とその保護者の方にお聞きしました。

- ① 今後も佐久穂町に住みたい／住んでほしいですか。
- ② 町外に転出した場合、また町に戻って住みたい／住んでほしいですか。
- ③ 戻ってきたい／戻ってほしいタイミングはいつですか。

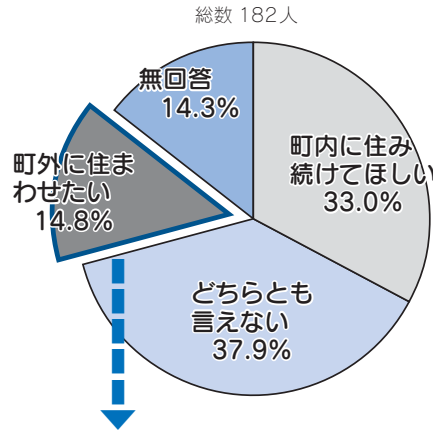
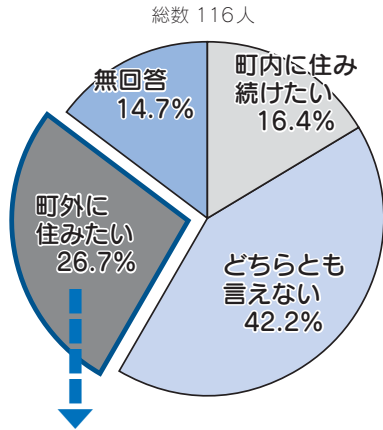


16～19歳の方



16～19歳の方が  
いる世帯の保護者

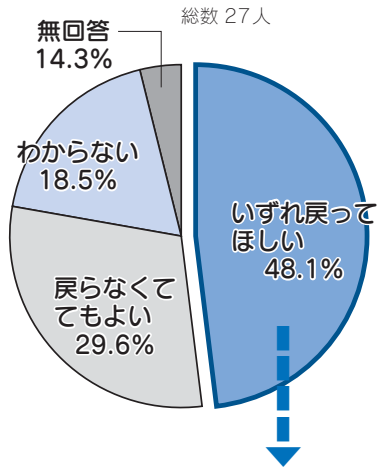
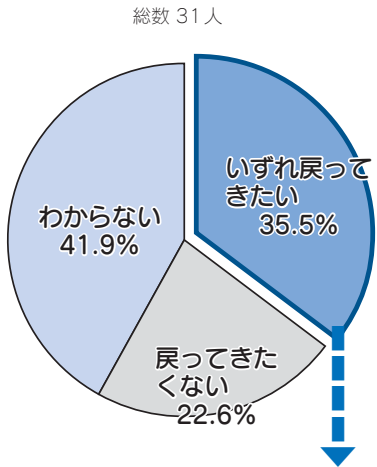
### ① 今後の定住・転出意向／希望



- 16～19歳の「町内に住み続けたい」「町外に住みたい」という回答と、保護者の方の「町内に住み続けてほしい」「町外に住ませたい」が、それぞれ2倍近い差となっています。

次に、町外居住希望者の16～19歳とその保護者に、将来のUターン意向／希望をお聞きしました。

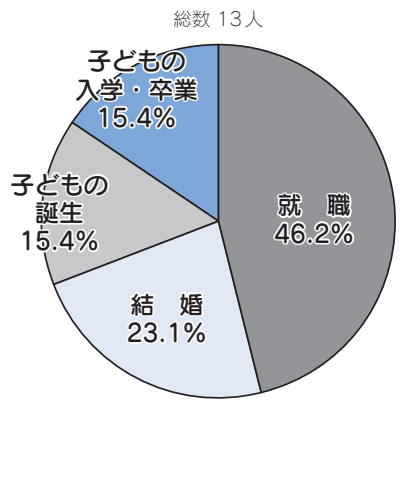
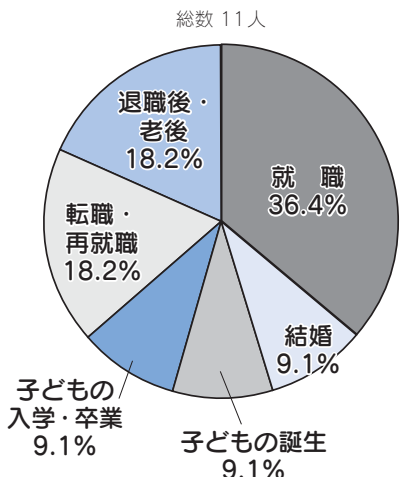
### ② 将来のUターン意向／希望



- 保護者の方の48.1%が「(町外に住んでも) いずれ戻ってほしい」と考えています。
- 16～19歳でも35.5%が「いずれ戻ってきたい」と考えていますが、「わからない」の回答が41.9%とそれを上回っており、「わからない」の回答をいかにして「戻ってきたい」に変えられるかが、今後の課題といえます。

さらに、町外居住希望者でUターン希望者の16～19歳とその保護者に、戻ってきたい／戻ってほしいタイミングをお聞きしました。

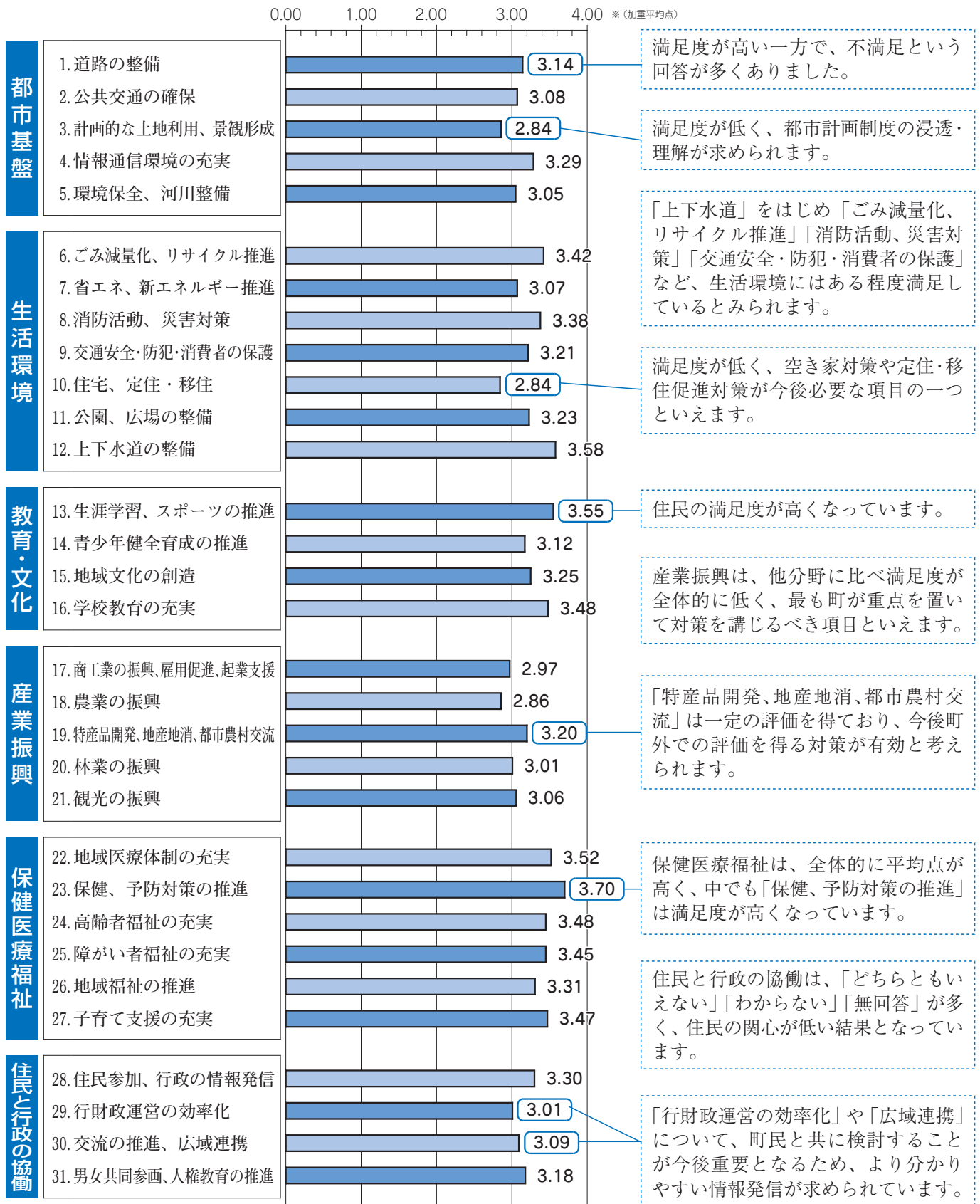
### ③ 戻ってきたい／戻ってほしいタイミング



- 「就職」「転職・再就職」をきっかけと考える町民が約50%、「子どもの誕生」「子どもの入学・卒業」が約25%となっています。
- 保護者の方は、本人やその子どものライフイベントを機に、概ね10～20年以内に戻ってほしいと考える一方、16～19歳の方は、「退職後・老後」という回答が18.2%もいるなど、ギャップがあります。

### 3. まちづくりに対する満足度

(設問4-1) 町では、平成19年に策定した「第一次佐久穂町総合計画」に基づき6つの政策分野ごとに、まちづくりを進めています。それぞれの取組について、どのくらい満足していますか。



満足度が高い一方で、不満という回答が多くありました。

満足度が低く、都市計画制度の浸透・理解が求められます。

「上下水道」をはじめ「ごみ減量化、リサイクル推進」「消防活動、災害対策」「交通安全・防犯・消費者の保護」など、生活環境にはある程度満足しているとみられます。

満足度が低く、空き家対策や定住・移住促進対策が今後必要な項目の一つといえます。

住民の満足度が高くなっています。

産業振興は、他分野に比べ満足度が全体的に低く、最も町が重点を置いて対策を講じるべき項目といえます。

「特産品開発、地産地消、都市農村交流」は一定の評価を得ており、今後町外での評価を得る対策が有効と考えられます。

保健医療福祉は、全体的に平均点が高く、中でも「保健、予防対策の推進」は満足度が高くなっています。

住民と行政の協働は、「どちらともいえない」「わからない」「無回答」が多く、住民の関心が低い結果となっています。

「行財政運営の効率化」や「広域連携」について、町民と共に検討することが今後重要となるため、より分かりやすい情報発信が求められています。

※加重平均点：「満足 (+5)」「やや満足 (+4)」「どちらともいえない (+3)」「やや不満 (+2)」「不満 (+1)」として、回答者数に乗じて合算し、「わからない」「無回答」を除いた回答者数を母数として平均点を算出したもの。

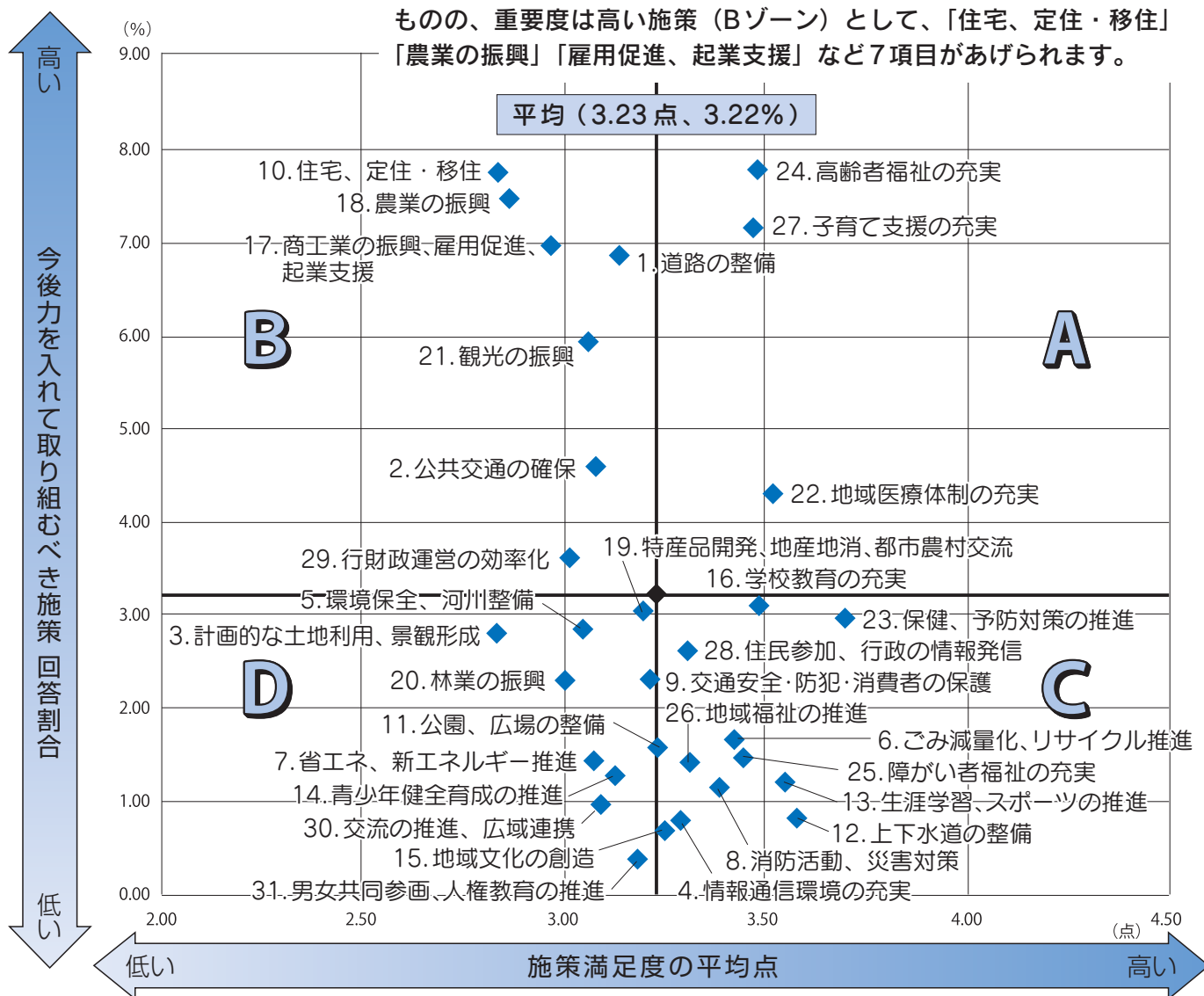
**4. 今後町が取り組むべき施策**

(設問4-2) 今後、10年間に町が力を入れて取り組むべき項目を3つまで選択してください。

上位10施策

順位	力を入れて取り組むべき施策	回答数	順位	力を入れて取り組むべき施策	回答数
1	24. 高齢者福祉の充実	325	6	1. 道路の整備	287
2	10. 住宅、定住・移住	324	7	21. 観光の振興	248
3	18. 農業の振興	312	8	2. 公共交通の確保	192
4	27. 子育て支援の充実	299	9	22. 地域医療体制の充実	180
5	17. 商工業の振興、雇用促進、起業支援	291	10	29. 行財政運営の効率化	151

《現状の評価と今後の期待》 「3. まちづくりに対する満足度(設問4-1)」と「4. 今後町が取り組むべき施策」を組み合わせると下図のように分類できます。満足度が低いものの、重要度は高い施策(Bゾーン)として、「住宅、定住・移住」「農業の振興」「雇用促進、起業支援」など7項目があげられます。



- A 満足度も重要度も高い施策**  
現状の取り組みの評価が高く、現在の取り組みをさらに推進することが求められているもの。
- B 満足度が低いものの、重要度は高い施策**  
現状の取り組みの評価が低く、今後取り組むべきこととして重要性が強く認識されているもの。
- C 満足度は高いものの、重要度は低い施策**  
現状の取り組みの評価が高く、今後取り組むべきこととしてあまり強く認識されておらず、現状の取り組みを維持しつつ、必要な見直しやさらなる周知を進めることが求められているもの。
- D 満足度も重要度も低い施策**  
現状の取り組みの評価が低く、今後取り組むべきこととしてあまり強く認識されておらず、必要性の周知を含めた、中・長期的視点による政策的な見直しが求められているもの。

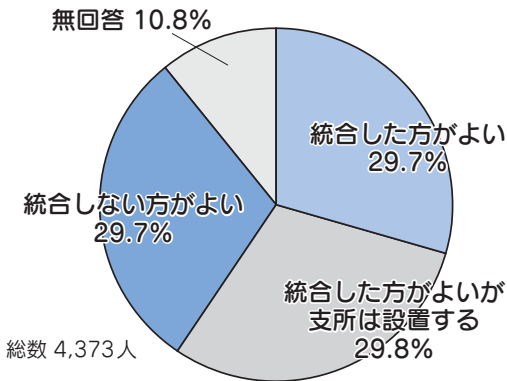
ただし、たとえ重要度が他の施策よりも低い施策でも、将来を見据えて実施すべきものや本町の地域特性や課題への対応、緊急性を要するものなどは、個別に慎重な検討を行わなくてはなりません。

### 5. 庁舎の統合について

(設問5-1～4)

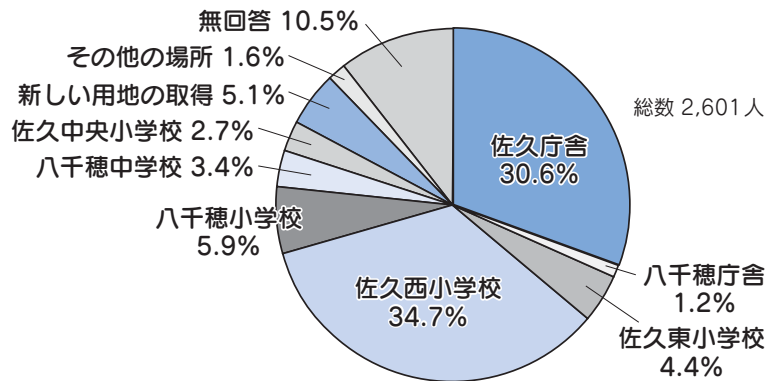
- ① 庁舎の統合について、どのようにお考えですか。
- ② 庁舎を統合する場合、どの建物/場所が適していると思いますか。
- ③ 新庁舎の建物については、どのようにすべきだとお考えですか。
- ④ 庁舎の位置について、重要だと思うことは何ですか。(2つまで選択)

#### ① 庁舎の統合について



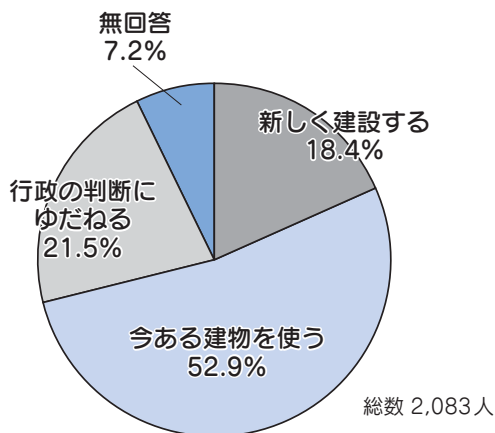
● 「統合した方がよい (庁舎を1つにする)」「統合した方がよいが、支所 (窓口業務のみ) は設置する」「統合しない方がよい (分行方式を継続する)」がほぼ同じ割合です。

#### ② 統合する場合、適していると思う建物/場所



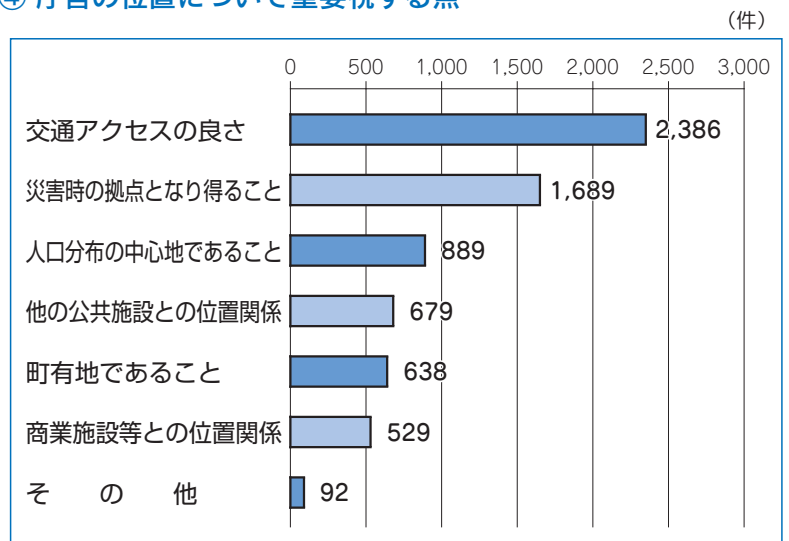
● 適していると思う建物・場所は、「佐久西小学校」が34.7%と最も高く、次いで「佐久庁舎」が30.6%となっています。

#### ③ 新庁舎の建物について



● 新庁舎の「建物」については、「今ある建物を使う」が52.9%となっています。

#### ④ 庁舎の位置について重要視する点



● 「交通アクセスの良さ」「災害時の拠点となり得ること」「人口分布から見て中心地であること」の順に多い回答となっています。現在の車社会でも、高齢化等により公共交通を利用する方でも、アクセスが良く、安全な施設であることが求められているといえます。



今回の調査では、16歳以上の大勢の町民の皆様からご意見やご要望、ご提案などをいただきました。ありがとうございました。町民の皆様の貴重な声を、これからの佐久穂町のまちづくりに役立てていきます。

詳細な内容をお知りになりたい方は、町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

- 総合計画に関すること…総合政策課
- 庁舎の統合に関すること…総務課管財係



運も脂ものってる季節 今年もおいしい秋が来る！

# 市町村振興宝くじ オータムジャンボ宝くじ9月26日(月)から発売

『今年のオータムジャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて5億円!』

【発売期間は平成28年9月26日(月)から10月14日(金)まで】

宝くじの収益金は、長野県内の販売実績により、県内各市町村へ配分されますので、宝くじは、長野県内の宝くじ売り場でお買い求めください。

配分された収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。




## 「宝くじ助成事業」で屋台の車輪などを修繕



平成28年度コミュニティ助成事業を活用し、高野町総区所有の屋台の車輪の修繕、太鼓の購入等を行いました。この事業は宝くじの普及広報を目的とした宝くじ収益金の助成を受けたものです。

今回、車輪の修繕等を行う事で、今後もより一層地域コミュニティの活性化に寄与することが期待されます。



なお、この備品には必ず上の  が表示され、ひと目で宝くじ助成を受けたものであることが分かるようになっています。

### 宝くじ助成事業について

この事業は「一般財団法人自治総合センター」及び「公益財団法人長野県市町村振興協会」がサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの売上げ収入を財源とした社会貢献広報事業として行うものです。地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るため、コミュニティ組織が行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備等に対して助成を行います。平成29年度事業は8月から9月頃募集しますので興味のある方は下記までご連絡ください。

佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係 TEL. 86-2553

## マツタケの生産者及び販売をされる皆様へ

佐久地域産の一部 について、マツタケの放射性物質に係る出荷制限が、平成27年11月20日付 原子力災害対策本部長内閣総理大臣から毎年出荷前検査、定期検査、確認検査及び出荷台帳の整備等を条件に解除 があり同日長野県知事による採取・出荷及び摂取の自粛要請が取り消されました。

### \* 佐久地方事務所管内における野生きのこの出荷制限などの現状（現在継続中）

市町村(産地)	制限の対象となっているきのこ類	制 限 の 内 容
小 諸 市	マツタケを除く野生きのこ (マツタケについては国からの解除条件に基き管理されたものにて流通できます。)	国からの制限：出荷制限
佐 久 市		
小 海 町		県からの制限：採取・出荷及び摂取の自粛要請
佐 久 穂 町		
南 牧 村		
軽 井 沢 町	全ての野生きのこ	国からの制限：出荷制限
御 代 田 町	(マツタケを含む)	県からの制限：採取・出荷及び摂取の自粛要請
川上村・南相木村・北相木村・立科町は制限がありません。		

### \* マツタケの制限解除にかかる主な条件

今年から毎年次の事項を継続し実施していくことが国からの解除の条件となっています。皆様の御理解、御協力をお願いします。

#### 1. マツタケにかかる放射性物資の検査の継続

- ◇ 毎年出荷（販売）前に3検体を検査し、基準値（100bq/kg）以下であることを確認し流通する事になります。
- ◇ 毎年出荷（販売）期間中に週1回1検体を検査し、基準値以下であることを確認し流通する事になります。
- ◇ 今までに検査を実施していない箇所から採取されたものを販売する場合は、販売前に1検体を検査し、基準値以下であることを確認した後流通する事になります。
- ◇ 各検査において、50bq/kg以上の値が検出された箇所においては、出荷を中止し、引き続き継続的に検査を実施する事になります。
- ◇ 長野県は、各検査において基準値を超える値が検出された場合は、速やかに採取出荷及び摂取の自粛、停止及び販売済みのマツタケの回収を要請します。

#### 2. 集出荷、販売管理の徹底

- ◇ 生産者台帳（生産者の住所、氏名、採取場所等）等の整備、保管をしてください。
- ◇ 適正表示（品目・採取地・採取日・採取者等の表示）により流通してください。

##### 【表示例】

品 目：マツタケ 採取地：佐久穂町  
採取日：H28.9.10 H28.9.11  
採取者：○○○○、(出荷者)○○○○

〔1パック(梱包)に複数の箇所を混ぜない〕  
採取日が複数の場合は全ての日を記載してください。

### \* マツタケ生産者の皆様へのお願い

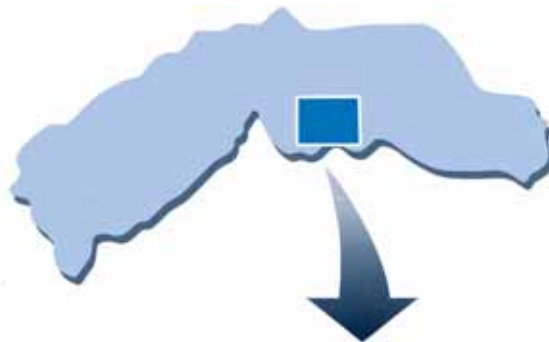
- (1) 検査用の検体の提供を求められた場合は、提出していただくようお願いします。
- (2) 解除条件に基づき出荷先(直売所・市場等)から、台帳整備に必要な内容について届出を求められますので、必ず届出をしてください。  
(直売所・市場等へは、届出のない生産者は出荷は出来ません)
- (3) 直接消費者や飲食店等へ販売する場合は、販売先・採取箇所・採取日・販売日販売量を記載した、出荷台帳を作成し整備する事が必要です。

ご不明な点は、長野県佐久地方事務所 林務課普及係【TEL0267-63-3154】又は佐久穂町役場 産業振興課林務係【TEL0267-88-2529】へお問い合わせください。

## 町有林のマツタケ山への立入禁止について

佐久穂町では平成28年8月29日から平成30年8月29日までの間、佐久穂町有林のマツタケ山（別図参照）において、土地賃貸借契約を締結しますので、区域内への立ち入りが禁止となります。

当該個所への無許可での立ち入りは法律で禁止されていますのでご理解をお願いします。



### 「佐久・小諸地域障がい者面接会」の開催のお知らせ

- 開催日時 ■ 平成28年9月29日（木曜日）午後2時00分～午後4時00分（受付 午後1時45分～）
- 開催場所 ■ 佐久一万里温泉ホテルゴールデンセンチュリー（佐久市中込3150-1 TEL.0267-63-3355）
- 対象 ■ 佐久、小諸地域で就職を希望される障がい者
- 参加事業所 ■ 佐久、小諸地域に就業場所があり障がい者の求人申込をしている企業20社程度

※佐久・小諸地区の企業の人事担当と直接面接ができます。

※当日は、参加事業所の求人情報を配布します。

問い合わせ先 ハローワーク佐久 専門援助部門 佐久市原565-1 電話0267-62-8609

## 環境影響評価（環境アセスメント）とは①

長野県の環境影響評価条例が昨年の10月に改正され今年の1月から施行（改正後の適用）されました。改正になった内容も含め、環境影響評価（環境アセスメント）制度について3回シリーズでお知らせいたします。

1回目は環境影響評価の概要についてお知らせします。

### 環境影響評価とは…

大規模な開発事業など（後で説明します）を実施する前に、『あらかじめ、事業者自らが、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環境に与える影響について調査・予測・評価し、環境保全の対策を検討することにより、環境により配慮した事業にしていくための制度です。』

### 環境影響評価の性格は…

『環境影響評価制度は、事業の実施を規制したり、事業者に対して許認可を与えたりする制度ではありません。事業者自身による環境への影響に対する配慮を促し、よりよい事業計画につなげるための制度です。』

### 大規模な開発事業とは…

ゴルフ場・スキー場のスポーツ・レクリエーション施設、工業団地やダム、廃棄物処理施設、自動車専用道路など対象となる事業が17の区分で指定されています。また区分ごとに、必ず環境影響評価の手続を実施する第1種事業と、環境影響評価の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う第2種事業に分かれています。

改正では、今まで電気工作物の区分に含まれていなかった、太陽光発電所（施設）が新たに加わりました。敷地面積50ha以上のものについては、第1種事業として環境影響評価が必要となり、森林の区域等の敷地面積20ha以上のものについては、第2種事業として知事が環境影響評価実施の判断をします。

次回は、環境影響評価の流れについてお知らせいたします。



# 平成28年度 秋の臨時福祉給付金 申請の受け付けが始まります!

申請受付は、**平成28年9月1日から平成28年11月30日まで**です。  
支給対象と思われる方には、8月下旬から申請書類を送付します。



## ★ 「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」

### ①支給対象者は……

- 基準日（平成28年1月1日）において、住民基本台帳に記録されている方
- 平成28年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方
- 平成28年度の市町村民税が課税されている方に扶養されていない方
- 生活保護制度の被保護者になっていない方

### ②支給額 …… 対象者 1人につき 3,000円

## ★ 「障害・遺族年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金」

### ①支給対象者は……

- 平成28年5月分の障害・遺族年金を受給者されている方
- 高齢者向けの年金生活者等支援臨時給付金を受給されていない方
- 平成28年度の市町村民税（均等割）が課税されていない方
- 平成28年度の市町村民税が課税されている方に扶養されていない方
- 生活保護制度の被保護者になっていない方

### ②支給額 …… 対象者 1人につき 30,000円

#### ＜注意＞

臨時福祉給付金等に関する“振り込め詐欺”や“個人情報搾取”にご注意ください!!

- 市町村や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」等を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

◇◇問い合わせ先◇◇  
役場佐久庁舎 健康福祉課  
福祉係 ☎86-2528(直通)

佐久穂町コミュニティ創生戦略「地域コミュニティ」関連事業

## 未来の集落を描き実現するための取り組みを進めます

下半期（11月～3月）に「集落点検」を実施します

### ■集落点検とは

集落に暮らす皆さん（子どもからお年寄りまで）が、暮らしの現状を把握し、集落の将来像の実現に向けて、誇りや愛着、課題解決の手法を話し合うことです。

### なぜ、この取り組みを進めるのか。

人口減少をストップさせることは非常に困難であり、避けることが難しい現実です。

問題は、その減少が急激であり、世代構成も大きく変化することです。現在、約11,700人の町の人口が2050年には約6,700人まで減少すると推計されています。

その急激な人口減少により、一番影響を受けるのが、暮らしを支え、身近な課題を解決してくれる行政区や常会のコミュニティ（人のつながり・絆）ではないでしょうか。

人口が急激に減少してしまう前に、今、やるべきことは、コミュニティという土台部分を見つめ直し、対策を打つことです。

### たとえ人が減ったとしても

### 住民が楽しく安心して暮らし続けられることが大切です。

①まず集落の現状を把握すること。→【集落基本調査】

そこから見えてくることは、集落の状況（生活、文化、環境、世帯数、高齢化率など）や課題は様々であり、全ての集落に効く特効薬はないということです。

②集落の将来に向けて、集落にあった対策を住んでいる皆さんが話し合うこと。→【集落点検】

集落点検を通して、愛着や課題などへの意識と行動を作り出していきます。そのような取り組みに対して、町は重点的に支援していきます。

### ■現在進めていること

全区58区各集落にお住まいの3名の方（現区長、前区長、女性）に対して、集落基本調査として集落に関するアンケートを実施しました。

そのアンケートを基に、集落の現状などを把握するための「集落カルテ」を作成し、アンケート回答者を対象に「集落カルテ」の確認と集落の現状についてお聞きする意見交換会を実施しています。



### ■今後の予定

- 9月中旬～10月中旬 集落点検実施希望集落の募集開始
- 9月中旬～10月初旬 集落点検実施説明会
- 10月初旬 「集落点検について」の講演会 法政大学：関司直也教授
- 10月下旬 集落点検実施集落の決定
- 11月～3月 集落点検実施（ワークショップ：2回～3回実施予定）

◆皆さんが住んでいる集落、そして町の将来について、一緒に考えていきましょう。

お問い合わせ 総合政策課 政策推進係 電話 86-2553（直通）

# 平成28年度事業「コミュニティ提案型まち活性化事業補助金」制度 (後期募集) について



町では、住民と町が力を合わせたコミュニティの継承と再構築による自律的で持続力のあるまちづくりを目指し、コミュニティ団体が主体的に実施する「まち活性化事業」に対し、補助金を交付します（本年度の後期募集）。

コミュニティ団体が新規に取り組む事業、又は既存の事業に付加価値を付け発展的に実施する事業が対象です。（当該補助金を受けなくても実施できていた実績のある恒常的事業は対象になりませんのでご注意ください。）

●**受付期間**：【事前相談】平成28年8月29日(月)～平成28年9月9日(金)  
【事業提案】平成28年9月12日(月)～平成28年9月26日(月)

## 補助の種類

団体の状況に合わせ、次の2種類とします。

各部門の補助率、補助上限、補助回数については下記の表のとおりです。

### ①チャレンジ部門

「何か始めてみよう」という団体の皆さんにまちづくりへの参加のきっかけを得てもらうことを目的とし、新規に団体を設立し事業を実施する場合は該当し、具体的には申し込み時点から起算して設立1年以内の団体を対象とします。

### ②ステップアップ部門

ステップアップ部門は、すでにできあがっている団体の皆さんに、さらに力をつけてもらうことを目的とします。既存事業の発展や新たな事業の確立等段階的にステップアップするための取組を支援します。

	補 助 率	補 助 上 限	補 助 回 数
チ ャ レ ン ジ 部 門	10 / 10	20万円	1回限り
ス テ ッ プ ア ッ プ 部 門	1 / 2	20万円	3回まで

## 事前相談・提案

事業を企画し、提案しようとする方は、補助の対象になる事業かどうか、まずは事前相談をお願いします。

※対象事業及び対象団体は前期募集と同様です。

詳しくは役場総合政策課（86-2553）までお問い合わせください。

●相談窓口：佐久穂町役場佐久庁舎 佐久穂町大字高野町569番地  
総合政策課政策推進係 電話0267-86-2553



## 児童館からのお知らせ

のんびりしたい、ほっとしたい…そんな時は、ぜひ児童館をご利用ください。  
佐久穂町児童館では、お子さん連れのお母さん・お父さんの来館をお待ちしております。

### 9月の行事

### ♪リズム体操♪

0歳から就園前のお子さんを対象にした親子で楽しめるリズム体操です。たくさんの方の参加をお待ちしております。



- 日 ち：9月23日（金）
- 場 所：佐久穂町児童館 ホール1
- 時 間：受 付 9:30～10:00



#### リズム体操

10:00～11:00

交流会 11:00～11:30



- 参加費：無料
- 持ち物：水筒・必要に応じて軽食やおやつ など



#### ●お問い合わせ先●

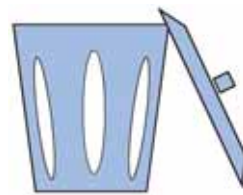
佐久穂町児童館 ☎86-2123  
佐久穂町役場こども課 ☎86-4940



## ごみ減量へ向けたモニター募集のお知らせ

町では、ごみ減量化に対する取り組みとして、モニター協力していただける方を募集しています。可燃ごみの減量を目的としたモニターの募集です。

モニターの方には生ごみの水切り用品を使用していただいたり、減量化のための講習会を予定しています。興味がある方、ご協力いただける方は9月14日(水)までに住民税務課生活環境係(TEL.0267-86-2552)までご連絡ください。



## 平成27年度 ごみ排出量の結果

### ★ごみの排出量

平成27年度に町内で排出されたごみ(粗大ごみ収集を除く)の量は2,413tと前年度比約1.7%の減少となりました。町民の皆様の正しい分別、リサイクル推進のおかげで昨年度に引き続き減らすことができました。ご協力ありがとうございました。引き続き、ごみの正しい分別、減量化、リサイクルの推進にご協力お願いいたします。

(単位: kg)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
可 燃 物	1,725,900	1,714,530	1,694,105	1,699,858
不 燃 物	79,410	76,815	73,230	67,460
缶 類	29,130	26,730	25,520	26,020
雑 ビ ン 類	68,555	68,350	67,860	68,250
プラスチック類	135,330	134,440	125,175	122,310
古 紙 類	418,810	408,690	400,470	348,400
※ 有 害 ご み	7,750	6,250	6,440	9,263
布 革 類	61,000	55,650	57,390	50,890
ス プ レ ー 缶 類	2,820	3,160	2,880	5,330
小 型 家 電	-	-	-	15,730
合 計	2,528,705	2,494,615	2,453,070	2,413,511

※有害ごみ: 乾電池、蛍光管、電球

※平成27年度より 小型家電の回収を開始しました。

### 古紙のリサイクルにご協力をお願いいたします

古紙類は、可燃ごみとして出すのではなくそれぞれの分類に応じて正しく出すことにより、ごみの減量化、資源のリサイクルを推進し、地球温暖化防止に貢献することになります。そして、何よりも町の経費削減を図ることができます。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◆古紙類はそれぞれ月1回出すことができます。

決められた時間(朝6時から8時まで)に十文字に縛り、資源ステーションに出してください。

◆紙パック類はきれいに洗ってから、スーパーなどの店舗回収にご協力してください。



お問い合わせ先 佐久穂町役場住民税務課生活環境係 ☎86-2552

## 長野県からのお知らせ

## 「里親推進フォーラム」の開催について

子どもたちが健やかに成長していくためには、家庭の温かい愛情が大切です。しかし、様々な事情から家庭で暮らすことができない子どもたちがいます。

このような子どもたちを自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情の中で育ててくださる方を「里親」といいます。

そこで県民の皆様は里親制度について理解していただくことを目的に下記フォーラムを開催します。里親に関心のある方は是非ご参加ください。

日 時	会 場	内 容	申 込 期 限
① 平成28年 10月 7日 (金)	更埴文化会館 中ホール (13:30～15:30)	里親制度の説明・里親さんの体験発表等	平成28年 9月30日 (金)
② 平成28年 10月19日 (水)	伊 那 公 民 館 (13:30～15:30)		平成28年 10月12日 (水)
③ 平成28年 11月20日 (日)	塩尻総合文化センター (13:30～15:30)		平成28年 11月11日 (金)

参加希望の方は、申込期間までに下記までお申込みください。

【問い合わせ、申し込み先】

児童相談所広域支援センター ☎026-238-8030

## 出生祝金を贈呈しました



7月27日に  
町長室にて、4名の  
お子さんへ出生祝金を  
贈呈しました。

(H28年3月生まれの  
お子さんです。)

こども課

# 農薬使用者とみつばち飼育者の情報交換が みつばち危被害防止の第一歩!!

農薬による“みつばち”の危被害防止に大切なことは、農薬使用者とみつばち飼育者が周辺の環境を十分確認することと、お互いに情報交換することです。

## 農薬を使用する皆さんへ

- ① みつばちは農薬に極めて敏感です。農薬を散布する前に、近隣のみつばち飼育の状況を確認しましょう。  
↓
- ② 農薬の散布情報（いつ・どこで・どんな農薬など）をお近くのみつばち飼育者へ知らせしましょう。  
↓
- ③ 飛散しにくい薬剤を選択しましょう。また、みつばちの活動しない時間帯や飛散しにくい気象条件下で散布を行いましょう。

※このラベルが付いている薬剤に注意!!



ミツバチに対して毒性が強いためミツバチ及び巣箱に絶対にかからぬよう散布前に養蜂業者等と安全対策を十分協議する。

## 情報交換



## みつばち飼育者の皆さんへ

- ① みつばちの飼育場所周辺の作物の栽培状況を再度確認しましょう。  
↓
- ② みつばちの飼育場所の情報提供に可能な限りご協力ください。農薬使用者への注意喚起につながります。  
↓
- ③ 地域の農薬散布計画や近隣のほ場主の散布情報（いつ・どこで・どんな農薬など）を積極的に入手しましょう。

地域により空中散布など広域防除の計画がある場合がありますので、事前に最寄りのJA、市町村に問い合わせてください。

## 支援

## みつばち危被害対策連絡会議

養蜂協会支部・農業協同組合・防除組合・市町村  
県（地方事務所農政課・農業改良普及センター）

## 【地域が一体となってみつばちの危被害防止に取り組みましょう!】

くわしいお問い合わせ先は・・・

### ■みつばち飼育に関すること■

佐久地方事務所農政課 電話0267-63-3145

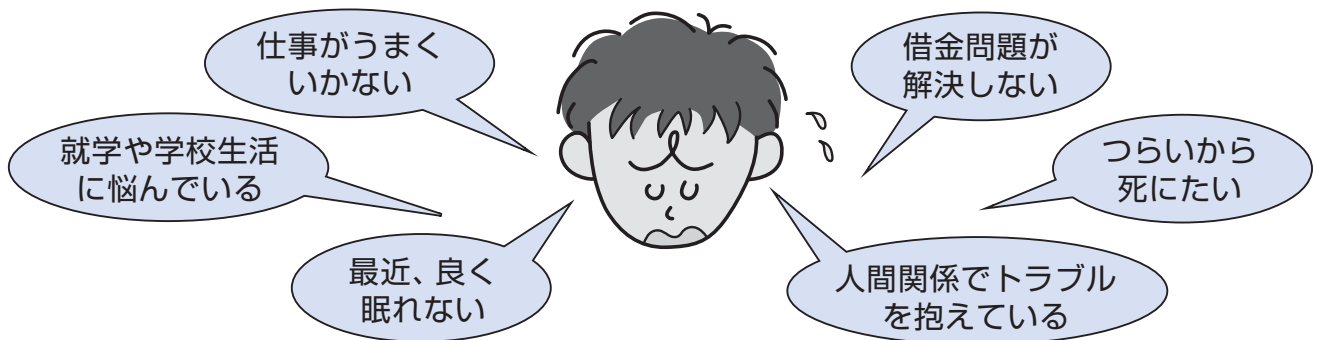
### ■農薬、防除に関すること■

佐久農業改良普及センター 電話0267-63-3146



# 悩んだ時の相談窓口のご紹介

皆さんは最近、以下のようなことで悩んでいませんか？



誰かに話を聞いてもらうだけでも、気持ちが楽になったという経験は誰しもあると思います。そこで、庁内や関係機関の相談窓口をご紹介しますので、お悩みの方は、ぜひ一度ご相談ください。以下にご紹介している相談窓口は無料で、ご相談いただけます。

平成28年8月1日現在

相談できる内容	相談部署	連絡先	相談時間など
<b>◆ 心ころや体の健康に関する相談 ◆</b>			
心と体に関する一般健康相談	健康福祉課 保健係※	86-2528	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
心と体に関する一般健康相談・医師による専門相談	佐久保健福祉事務所 健康づくり支援課	63-3164	
<b>◆ 心ころや自死に関する相談 ◆</b>			
うつ・依存症・ひきこもり・自死遺族の悩みなど全般的な心ころの相談	長野県 精神保健福祉センター	026-227-1810	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
「死にたい」「家族や知人にそう訴える人がいる」「身内が自死してつらくてどうしようもない」など自死関連の相談	心ころの健康相談統一ダイヤル（長野県精神保健福祉センター）	0570-064-556	月～金（祝日除く） 9:30～16:00
様々な心の悩み、自死問題	長野いのちの電話	026-223-4343	毎日 11:00～22:00
<b>◆ 障がい者等に関する相談窓口 ◆</b>			
障がい者の保健・福祉にサービス利用の援助、生活全般に関する相談支援	佐久広域連合障害者相談支援センター	63-5177	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
障がい・難病をお持ちの方や家族の相談、障がい者虐待・成年後見制度に関する相談、個々の障がいにあわせた就職前後の相談・支援	健康福祉課 福祉係・保健係※	86-2528	
<b>◆ 生活・福祉に関する相談窓口 ◆</b>			
生活・福祉に関する相談窓口	佐久穂町社会福祉協議会	86-4273	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
生活保護に関する相談	佐久保健福祉事務所 福祉課	63-3142	
	健康福祉課 福祉係※	86-2528	

相談できる内容	相談部署	連絡先	相談時間など
<b>◆ 子どもや青少年に関する相談窓口 ◆</b>			
児童虐待・育児・非行・いじめなど、子ども（18歳未満）に関する様々な相談	教育委員会 こども課 子育て支援係・学校教育係※	86-4940 86-2340	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
	佐久児童相談所	67-3437	
いじめ・不登校など学校教育問題全般の相談	教育委員会 学校教育係※	86-4940	
<b>◆ 経営や倒産に関する相談窓口 ◆</b>			
多重債務・債務整理等、各種法律相談・情報提供	総務課 庶務係※	86-2525	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
	住民税務課 人権政策係※	86-2527	
	産業振興課 商工観光係※	88-3956	月～金（祝日除く） 9:00～17:00
	法テラス長野	050-3383-5415	
<b>◆ 消費生活に関する相談窓口 ◆</b>			
商品・サービス・消費者金融などの消費生活に関する相談	総務課 庶務係※	86-2525	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
	東信消費生活センター	0268-27-8517	月～金（祝日除く） 8:30～17:00
<b>◆ 人権に関する相談窓口 ◆</b>			
様々な人権に関する相談	住民税務課 人権政策係※	86-2527	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
日常生活の中で受けた人権侵害に関する相談	みんなの人権110番 (法務局総務課)	0570-003-110	
<b>◆ 女性のための相談窓口 ◆</b>			
女性の犯罪被害（性犯罪・ストーカー・DVなど）と被害者家族・友人の相談	女性被害犯罪ダイヤル サポート110	026-234-8110	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
女性の悩み事・困りごと、配偶者からのDVの相談	住民税務課 人権政策係※	86-2527	
	健康福祉課 保健係※	86-2528	
<b>◆ 高齢者の相談窓口 ◆</b>			
高齢者・介護者の相談、介護保険などのサービスの利用相談、権利擁護、成年後見制度、高齢者虐待に関する相談	健康福祉課 高齢者係※	86-2528	月～金（祝日除く） 8:30～17:15
	健康福祉課 地域包括支援センター※	86-1550	
<b>◆ 農業に関する相談窓口 ◆</b>			
農業者・新規就農希望者に関する相談	産業振興課 農政係※	88-2528	月～金（祝日除く） 8:30～17:15

※は、佐久穂町役場です。



9月10日～16日は自殺予防週間です。  
一人で悩みを抱え込まず、お気軽にご相談ください。

佐久穂町自殺対策連絡会議（事務局：健康福祉課）

■各種お知らせ■

司法書士無料  
法律相談所を  
開設します

皆さまの貴重な財産権をはじめ、権利の保護に携わっております。長野県司法書士会佐久支部による無料法律相談会です。

【日時】

平成28年10月1日(土)  
午後1時～3時30分  
(予約は不要です)

【場所】

佐久穂町  
生涯学習館 茂来館

お気軽にお出かけください。皆さまの秘密は厳守します。

相談内容 例えば…

- 不動産の登記、会社(法人)の登記に関する相談
- 相続に関する相談
- 不動産の売買・贈与等の取引に関する相談
- 遺言・青年後見の相談

「くらしと健康の  
相談会」のご案内

弁護士による失業、家庭問題、多重債務等の法律相談とあわせて、関係機関職員による生活・失業相談やこころの悩みに応じる「くらしと健康の相談会」が次のとおり開催されます。精神的な悩みについても専門の保健師が相談に応じますのでご相談ください。

開催日	時間	場所	内容
9月6日(火曜日)	10時～12時	佐久合同庁舎	弁護士による法律相談、保健師による健康相談、関係機関による生活・就労相談
9月13日(火曜日)	13時30分～15時30分(1件1時間)	(佐久市跡部65-1)	
9月20日(火曜日)	10時～12時	佐久保健福祉事務所	
9月27日(火曜日)	13時30分～15時30分(1件1時間)	健康づくり支援課	

【利用申し込み】

◆お問い合わせ先◆  
事前の予約が必要です。利用希望の方は左記までお申し込みください。

費用 無料  
その他  
◆匿名での相談はお受けできません。  
◆同じ方による同一内容の相談は1回に限らせていただきます。  
◆相談の内容によっては日程の調整をお願いすることがあります。



よい歯の  
コンクールが  
開催されます

高齢者の部

10月16日(日)に開催される「福祉と健康のつどい」において、8020運動を推進する「よい歯のコンクールの表彰」を行います。次の条件を満たす方が表彰の対象となります。

◆対象年齢・条件◆  
(年齢は平成29年3月31日時点で起算)  
70歳以上の方…現在、ご自身の歯が28本残っている  
80歳以上の方…現在、ご自身の歯が20本以上残っている

◆申請方法◆  
町内歯科医院を受診し、よい歯のコンクール用の調査票を書いてもらい、保健係まで申請してください。

◆受付期間◆

8月26日(金)～  
9月9日(金)まで

◆「三歳児の部」「親子の部」「中学三年生の部」の表彰対象者には、後日町から通知致します。

8020(はちまるにいまる)とは、「80歳になっても自分の歯を20本以上保つ」という運動です。  
楽しく充実した食生活を送り続けるために、健康な歯を保ちましょう。

《お問い合わせ》

健康福祉課 保健係  
保健師  
電話 86-255288  
(直通)

86-255255  
(代表)



防衛大学校  
学生募集

受付期間 9月5日(月)～9月30日(日)

受験資格 高卒

(見込み含む)

1次試験

21歳未満の男女  
11月5日(土)・11月6日(日)

防衛医科大学校  
医学科学生募集

受付期間 9月5日(月)～9月30日(日)

受験資格 高卒

(見込み含む)

1次試験

21歳未満の男女  
10月29日(土)・10月30日(日)

防衛医科大学校  
看護学科学生募集

受付期間 9月5日(月)～9月30日(日)

受験資格 高卒

(見込み含む)

1次試験

21歳未満の男女  
10月15日(土)

お問い合わせ先 自衛隊長野  
地方協力本部上田地域事務所  
TEL 0268-22-5267

長野県農業大学校 信州農業に決める。「実践経営者コース学生募集」

長野県農業大学校では、企業的農業経営者を育成する総合農学科「実践経営者コース」の学生を募集します。

「どのような品目で、どのような農業経営をやりたい」という目標が明確で、就農意欲が高い方を募集します。

1. 募集人員及び修業年限等

学 科	募集人員	修学年数	受験資格	入 学 試 験
総合農学科 実践経営者コース	10人	2年	高卒等以上	筆記試験：小論文 人物考査（面接）

2. 出願期間、入試日時、場所

回	願 書 受 付 期 間	試 験 日
第 1 回	平成28年10月13日(木) ～平成28年11月1日(火)	平成28年11月17日(木)
第 2 回	平成29年1月11日(水) ～平成29年2月1日(水)	平成29年2月21日(火)

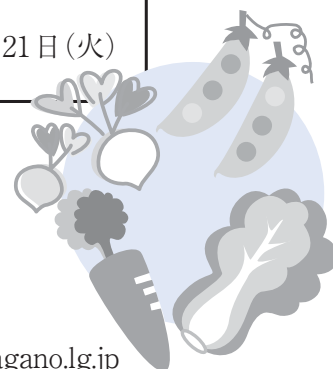
3. 学 費

授業料：年額118,800円ほかに諸経費（教材、寮費、実習費等）として、1年次75万円程度、2年次80万円程度

4. 問い合わせ先

長野県農業大学校農学部事務局 〒381-1211 長野市松代町大室3700

TEL：026-278-5211 FAX：026-261-2121 E-Mail：nogyodai@pref.nagano.lg.jp



寄 付 お 礼  
金 83,273円

野沢北高等学校PTA佐久町支部の皆さまから、ご寄付いただきました。ありがとうございます。

## リオ五輪トライアスロン代表 上田選手・加藤選手を 町長・副町長が表敬訪問しました

八千穂高原を中心に高地トレーニングを重ねてきた、オリンピック女子トライアスロン日本代表の上田藍選手と加藤友里恵選手が、8月20日(土)のトライアスロン競技に出場されました。

8月8日に八千穂高原で直前合宿をしていた両選手を町長、副町長が表敬訪問しました。



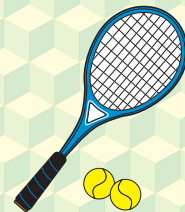
## 北信越中学校総合競技大会に出場しました

8月3日から5日に富山県で開催された北信越中学校総合競技大会に、長野県の代表として佐久穂中学校の女子ソフトテニス部が出場しました。

### 【出場選手】

#### ■ 女子ソフトテニス部

団体：井出彩聖さん 友野恵さん 巢永京花さん 松浦愛実さん 高見澤かれんさん  
倉島優佳さん 金子友南さん 柳沢早紀さん  
個人：井出彩聖さん 友野恵さん



7月25日に女子ソフトテニス部9年生全員で町長を訪問して、大会での健闘を誓いました。